

## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## (2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮

ごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等を推進する等の運営方針に関する考え方について記載してください。

## 1. 環境への配慮

- ◆ 私たちは、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」及び「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」に則り、環境へ配慮した施設運営を行います。

## (1) 省エネルギーへの取組

- ◆ 当施設の増改築、大規模改修及び設備更新時には、空調設備、OA 機器などについて省エネルギー仕様への転換を図り消費電量の抑制を図ります。
- ◆ スタジオの照明やホールの舞台照明、客電、蛍光灯などのLED化を進めています。
- ◆ 電気・ガス・ガソリンなどのエネルギー使用量の削減に向けた目標を毎年設定し、それに対する評価と今後の削減に向けた取組を行います。
- ◆ エコオフィス活動への取組等により、省エネルギーを推進します。

## (2) その他の環境への配慮について

## ① グリーン購入への取組

- ◆ 「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、以下の3点を踏まえた物品やサービスを購入し、環境に配慮した事業運営を行います。

グリーン調達

環境に配慮した物品やサービスを購入する

グリーン配送など

配送などに関しても環境に配慮する

グリーン入札

環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する



【エコマーク】



【省エネラベル】



【グリーンマーク】

## ② 廃棄物削減に向けたリサイクル分別回収の徹底

- ◆ 使用済みコピー用紙の再利用等により無駄なコピーを省く等、業務での無駄を減らします。
- ◆ 職員はもちろん、利用者に対してもゴミの持ち帰りを呼びかけます。
- ◆ アルミ缶やペットボトルの分別回収により、資源のリサイクルに貢献します。

## ③ 環境教育の実施

- ◆ 職員向けには環境に対する教育研修を行い、当施設の利用者に対しても啓発のポスターや当施設の環境についての取組を理解してもらうことで、環境保全及び環境学習を進めます。

## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## (3) 障がい者等への配慮

## ア 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

## 1. 障がい者雇用状況（令和 5 年 6 月 1 日現在）

## ＜神奈川フィル＞

| 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数 (A) | うち常用雇用障がい者数 (B) | 実雇用率<br>(A) / (B) × 100 | 不足数<br>(A) × 法定雇用率 ※ 2 - (B) |
|----------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| 85                         | 2               | 2.35                    | 0                            |

## ＜横浜アーティスト＞

| 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数 (A) | うち常用雇用障がい者数 (B) | 実雇用率<br>(A) / (B) × 100 | 不足数<br>(A) × 法定雇用率 ※ 2 - (B) |
|----------------------------|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| 38                         | 0               | 0                       | 0                            |

※ 1 「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和 5 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B) を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※ 2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

（参考）厚生労働省のHP（障害者雇用のルール）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#01](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#01)

## 2. 未達成の場合の今後の対応

- ◆ 上記のとおり当グループに属する 2 社については法定雇用率を達成しています。

## 3. 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇入れ計画作成命令の有無

☐ 有（計画作成命令を受けた後の対応について）

☒ 無

## 4. 障がい者雇用促進の考え方と実績

障がい者雇用を行う企業に優先的に発注するなど、障がい者雇用を促進する考え方と実績を記載してください。

- ◆ 当施設からの業務の発注や物品の購入について、「かながわ障害者雇用優良企業」や障がい者雇用にも努める事業や福祉的就労等に対象の業務や商品があった場合は優先的に検討をします。

## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## (3) 障がい者等への配慮

イ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、

「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

障がい者に対する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（具体的な取組）を記載してください。

また、ともに生きる社会の実現に向けた法人等の姿勢について記載してください。

## 1. 障がい者の方も安心して利用できる私たちの取組

- 「障がいのあるなしに関わらず、それぞれ不完全な要素をもつ人間同士がお互いに支え合って、一人ひとりが生活主体として自己を主張し、相互に個性を尊重し合う社会」というノーマライゼーションの定義を尊重し、人と情報の関わりの中で、世の中の役に立つ新しい価値を生み出す施設となることを目指します。

## (1) 関係法令等の遵守

- 私たちは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」「ともに生きる社会かながわ憲章」などの関係法令やガイドラインを遵守し、障がいのある方が当施設のサービスを受けるにあたって差別をすることなく適切に対応します。

## (2) 当施設において私たちが考える障がい者の方への合理的な配慮

## ①利用についての環境の整備

- 車いす、車いす対応多目的トイレ、入口の車いす対応スロープ、エレベーターの車いす対応ボタン、かご内手すり、かご内鏡などの設置をしています。
- ユニバーサルデザインでの表示を促進します。



## ②コミュニケーションについての配慮

- 利用者の方の「人格」を尊重し、相手の立場に立って対応します。
- 耳が不自由な方への筆談の対応をします。
- 障がいの有無や種類に関わらず、困っている人には進んで声をかけます。
- 相手が理解できるように、ゆっくりと丁寧なご案内を心掛けます。

## ③情報提供についての配慮

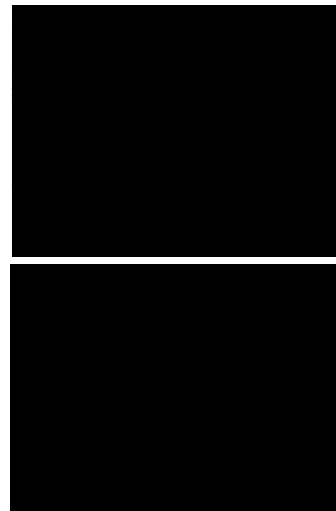
- 拡大文字の文書を希望される人には、説明資料等を拡大コピーしたものを渡して説明します。

## (3) 当施設における私たちの今後の取組

- ともに生きる社会かながわ憲章のチラシを利用者向けに掲示および配布します。
- 障がいの理解（障がいの種類やその種別による対応例、介助方法などの勉強会）を促進するための研修を行います。
- 障がい者の対応についてのガイドラインの作成を行います。

## 2. 障がい者に配慮した事業の開催

- 神奈川フィルでは、神奈川県が主催する「みんなのスマイルコンサート」（オーケストラを鑑賞していただくとともに、合唱や手拍子等一緒に音楽を楽しむコンサート。会場周辺の特別支援学校の児童・生徒をご招待。）への参画を行い、令和5年9月に第1回目が行われました。今後年1回の継続予定で今後もこの事業への参画を行います。
- また神奈川フィル独自でコンサート会場に来られない子どもたちを対象とし、特別支援学校・学級・医療施設等に出向きその場で演奏を届ける事業「ボランティア演奏会」を年間25回行っています。
- さらに神奈川フィルでは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえ音楽の力で障がい者を含め県民すべてが共生できる社会の実現に取り組めます。



## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## (3) 障がい者等への配慮

## ウ 手話言語条例への対応について、具体的に記載してください。

法人等の状況に応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習を実施するなどの見込みについて記載してください。

## 1. 手話言語条例への対応

- ◆ 当施設は誰もが楽しめる文化施設として、障がい者に対する偏見をなくし、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しながら共生できるような環境づくりを目指します。

## (1) 手話言語条例への当施設の具体的な取組

## ① 神奈川県手話言語条例の十分な理解

- ◆ 令和 5 年に改正された「神奈川県手話言語条例」の内容を職員全員が知り、ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、手話の使用を必要とする者（ろう児やその保護者等を含む。）が手話を習得できることや使用に係る機会が確保されること、また、手話が受け継がれるべき言語であることを十分に理解します。

## ② 手話講習会の実施

- ◆ 神奈川県聴覚障害者連盟に講師を派遣していただき、職員向けに手話講習会の実施をします。手話講師等が 2 人 1 組 2 時間以内を基本として、手話の言語性や手話の魅力、そして聴覚障がい者（ろう者）について知ってもらうことを目的に講義や技術指導を行っていただきます。
- ◆ また手話が必要な団体の利用申し込みがあった場合は、ボランティア団体の支援をいただきながら適切な対応を心がけます。

## ③ 筆談の実施

- ◆ 当施設の受付において、耳マークを掲示し、耳の不自由な方に対する筆談を実施します。



## ④ 災害や緊急時の対応

- ◆ 当施設が災害時や緊急時に聴覚障がい者の方に対して、避難を促す簡単な手話等を職員が習得したり、文字を使ったコミュニケーションを図る等、もしもの時の基本的な対応について学びます。

## (2) 当グループとしての対応

## ① 神奈川県手話学習用冊子・動画を使った手話の基本的な理解の促進

- ◆ 当グループは、手話言語条例への対応を具体的に進めるために神奈川県手話学習用冊子・動画を使い手話の基本的な理解や聴覚障がい者のこと、聴覚障がい者へのサポート方法についても職員が理解をします。



## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## (4) 社会貢献活動等

## 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組

社会貢献活動やCSRについての法人等の方針や活動実績について記載してください。

また、かながわアートホールと関連のあるSDGsの目標3（保健）及び目標4（教育）を達成するための取組方針について記載してください。

## 1. 社会貢献活動等の私たちの考え方と取組

- ◆ 私たちは公の施設の指定管理者として、また文化芸術の発信拠点としての役割を全うするため以下のCSRの考えやSDGsの考えに基づき、社会に貢献してまいります。

## (1) CSRについての考え方

- ◆ 私たちは当施設の適切な運営のため共通の認識を持ち、企業の社会的責任を全うしてまいります。
- ◆ 神奈川フィルと横浜アーティストについては当施設の運営についてはお互いの共通の考え方に則り、施設の価値をより高めていくパートナーとしてCSRを推進してまいります。

## 1. 社会的な役割を十分に認識した上で事業に臨みます

公共の施設を運営していく上での設置目的や県の基本方針に基づき、その目的達成と県民に向けての社会的使命を全うします。

## 2. 利用者の笑顔と感動を増やします

公共サービスの単なる代行という立場ではなく、私たちだからできる一歩進んだサービスを提供することで利用者満足度を上げる取組を実践します。

## 3. コンプライアンスを重視し、誠実で公平な行動を意識します

すべての方を差別なく受け入れ、誠実で公正な行動を心がけます。

## 4. 文化芸術の発信により地域社会への貢献をします。

音楽文化を基本として様々な文化活動を発信、醸成することで県民への文化振興に取り組みます。

## 5. 職員に対する健康経営を実践し、明るい職場環境を整えます

職員の健康に留意し、すべての職員がやりがいを持ち、一人ひとりが輝ける職場環境を作ります。

## (2) SDGsについての考え方と取組方針

- ◆ 当施設の運営においては、県のSDGsの取組の中での重点項目として、目標3（保健）及び目標4（教育）を設定し、その取組を達成していくべく具体的な活動を以下のように定めます。

## 【取組方針】

| 重要課題                                                                                                  | 取組のキーワード                   | 強化していく活動例                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------|
| <b>目標3（保健）</b><br> | 音楽文化を通じた健康で文化的な生活の推進       | 神奈川フィルを中心とした「カジャールコンサート」や「楽団員コンサートシリーズ」の開催      |
| <b>目標4（教育）</b><br> | 子どもたちに良質な音楽文化の体験と文化芸術教育の推進 | 次世代に向けた文化芸術活動の振興を目的として「ジュニアオーケストラ」や「音楽たまたま箱」の開催 |

## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護について

## (1) 事故・不祥事への対応

募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 該当期間内の事故等の有無について記載するとともに、有る場合は、その事案毎に事故等の概要（法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること）と対応状況及びその有効な再発防止策について記載してください。

- ◆ 募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等はありません。

### Ⅲ 団体の業務遂行能力



#### (2) 個人情報保護

個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱い状況について取組を記載してください。

##### 1. 個人情報の考え方及び取組

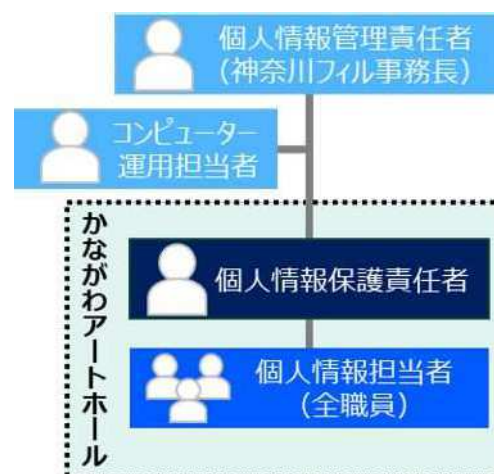
- ◆ 私たちは、個人情報の適切な取扱いとそれらを含む情報セキュリティの保護を重要な社会的責任と捉えております。当施設のコンサート業務を行う上で、利用者や各演奏者の個人情報を数多く取扱っています。そのため、「個人情報保護法」「神奈川県個人情報保護条例」「神奈川県情報公開条例」等に基づいて、次のような対策を講じます。

##### (1) 個人情報取扱いルール等の整備と遵守

- ◆ 個人情報を適切に管理するために、関係法令を遵守するのはもちろんのこと、神奈川フィルとして「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規定」「特定個人情報保護規程」を定めます。
- ◆ 個人情報に関する関係法令の変更等により、取扱い方法に変更が生じた場合は、内容の改訂を検討します。

##### (2) 個人情報管理体制の構築

- ◆ 明確な体制を構築し、個人情報を適切に管理します。
- ◆ 当グループのコンプライアンスを徹底し、個人情報の適切な管理を推進するために、神奈川フィルの**事務長を個人情報管理責任者として配置**します。
- ◆ 個人情報をパソコンで管理するため、ネットワークに精通した職員をコンピューター運営担当者に任命し、グループ全体の情報システムの監視・指導を行います。
- ◆ 当施設では、館長が個人情報保護責任者となり、全職員が個人情報保護を遵守できるように指導・監督し、情報管理体制の水準向上に努めます。
- ◆ 個人情報保護が適切に運用されているかを確認するために、個人情報管理責任者による毎月の業務チェックを行います。



【個人情報保護の管理体制】

##### (3) 職員教育の徹底

- ◆ 正職員・パート問わず、当施設管理に従事する全職員の個人情報保護意識を高めるために定期的な研修を実施します。また、日常的なミーティング等でも指導を行うことで周知徹底を図ります。

| 研修名      | 内容                                                                                                                    | 頻度    | 対象  |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
| 個人情報保護研修 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護について、プライバシーポリシーの確認と周知徹底</li> <li>・ 個人情報を扱う上での留意点や基本的なルールの確認</li> </ul> | 年 1 回 | 全職員 |



#### (4) 個人情報の具体的な取扱い方法

##### ①個人情報の収集

- ◆ 施設管理運営上、必要な範囲で個人情報の収集を行いますが、対象者に対して、利用目的や利用範囲等について明確に伝え、目的を達成するために必要な範囲内で行うよう留意します。
- ◆ 収集の際は、利用目的や目的以外での利用を行わない旨を明記した上で、対象者に理解（同意）を求めます。

##### ②個人情報の適切な管理

- ◆ 収集した個人情報は適切に管理します。漏えいや不正アクセス等による個人情報の破損、盗難、改ざん等の危険があることを理解し、適正かつ合理的なセキュリティ対策（予防策・事故対応の事前準備）を実施します。

| 区分         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ネットワーク管理   | ・ ウイルス定義ファイルの更新、不正アクセス防止等の対策                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| パソコン       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私用データの取扱い禁止</li> <li>・ 個人情報を取扱うパソコンについては第三者に覗かれない場所に設置</li> <li>・ ログイン時は職員固有の ID・パスワードを使用</li> <li>・ 一定時間経過後は自動的にパスワード付きスクリーンセーバーに切替</li> <li>・ 私用パソコンへのデータ移行禁止</li> <li>・ セキュリティが附されたデータ移行は原則行わない</li> <li>・ 電子記憶媒体及び情報機器(ハードディスク)は完全破棄</li> </ul> |
| インターネットメール | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報を含む内容については基本的にメールで送信しない</li> <li>・ 発信元が信頼できない URL へのアクセス禁止</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 文書管理       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メモ等の紙媒体はシュレッダーもしくは溶解による処理</li> <li>・ 第三者から覗かれる場所での文書取扱禁止</li> <li>・ 鍵付きキャビネット、引き出しによる名簿等の施錠管理を徹底</li> </ul>                                                                                                                                         |

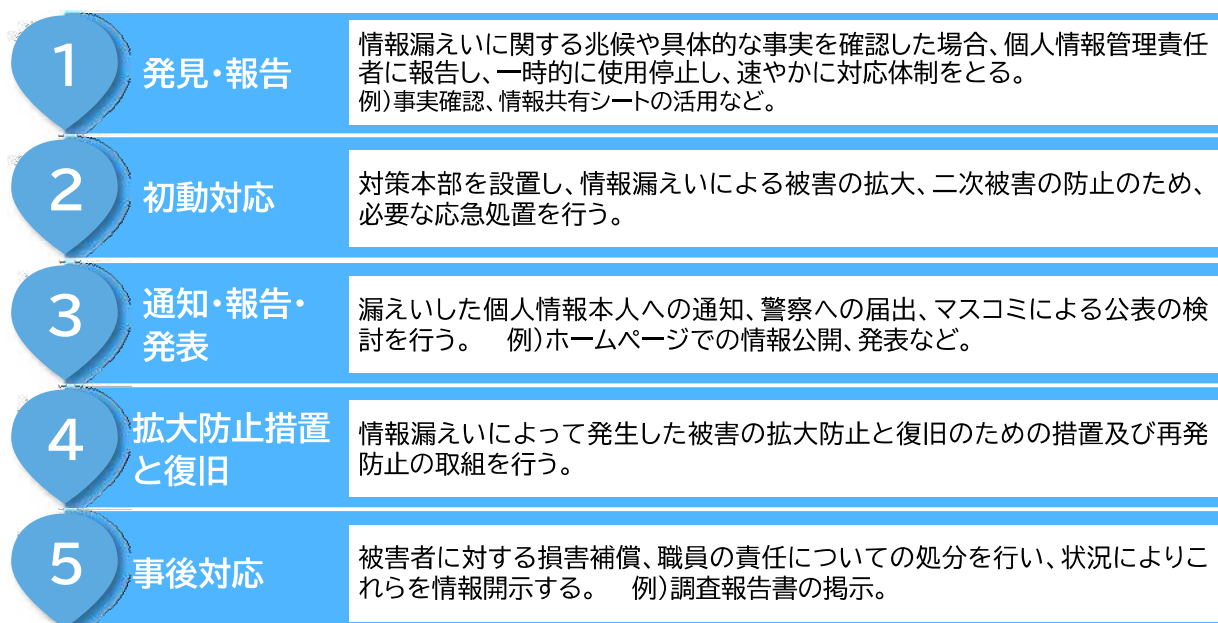
##### ③個人情報の利用

- ◆ 収集した個人情報は、特定した利用目的を遂行するためにのみ利用します。
- ◆ 特定した利用目的を超えて個人情報を利用する場合には、保有者への確認・同意を得るなどの適切な対応を実施します。
- ◆ 個人情報をやむを得ず持ち出す場合は、個人情報保護責任者の許可を受けることとし、持ち出す情報の内容・保護方法等の厳しいチェックを行います。
- ◆ 本人から開示・訂正・削除・利用停止を求められた場合は速やかに対応します。

#### (5) 漏えい・紛失時の対策

- ◆ 万一、個人情報が漏えい・紛失した場合は、直ちに事実確認を行うとともに、関係機関に対して第一報を入れ、個人情報管理責任者を本部長とする対策本部を設置し、対応を協議します。
- ◆ 被害に遭われた方に対しては誠心誠意応対し、損害賠償など必要な手続きを行うほか、必要に応じて警察や顧問弁護士を通じた適切な処置を行います。
- ◆ 二度と同様の事故を起こさないよう再発防止策を定め、全職員に対して徹底を図ります。

## Ⅲ 団体の業務遂行能力



【情報漏えい時の対応フロー図】

## (6) 情報公開についての考え方及び取組

- ◆ 当施設の管理運営業務を行うだけでなく、県民や地域社会に対して、情報サービスの拡充とともに指定管理者としての説明義務という社会的責務を果たしていく必要があると考えております。
- ◆ 県民の皆さまの要求に答え、適切な情報開示を実現し、「県民から信頼される指定管理者」という目標のもと、情報の品質ならびに信頼性を高めます。

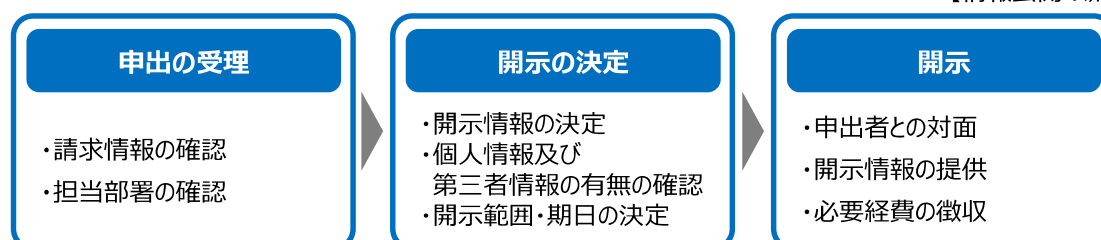
## ① 情報公開規程の制定

- ◆ 「神奈川県情報公開条例」とこれらの規定に基づいた**情報公開規程**を設けています。
- ◆ 当施設が県の施設であることを深く認識し、これらの規程に則った情報公開の適切な運用を図ります。

## ② 情報の提供についての取組

- ◆ 個人情報保護責任者を担当者とし、文書管理体制を整備します。
- ◆ 業務上取得または作成した文書等について、行政文書として公開するものと、企業情報として非公開にするものと明確に分類するとともに、全職員に教育研修を行い、周知徹底を図ります。
- ◆ 各種書類データ、モニタリング結果等を体系的に整理し、監査や開示請求があれば常時速やかに開示できる体制を取ります。
- ◆ 「公開請求書」が提出された際は、情報公開規程に従い、全部公開、一部公開、または全部非公開、もしくは文書等の存否を明らかにできないことを判断し、必要に応じて県の関連部署とも協議します。
- ◆ 寄せられた要望や苦情とその対応についても、個人情報保護に配慮しつつ、個別対応もしくは掲示します。

【情報公開の流れ】



## Ⅲ 団体の業務遂行能力



## 11 これまでの実績

## (1) 実績

## アートホールと類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

指定管理施設の特性を活かせるような類似施設の良好な管理実績がある場合には、概要を記載してください。

## 1. 利用者満足度の高い私たちの管理運営実績

- ◆ 神奈川フィルは、当ホールの管理運営を平成 27 年から現在まで行っています。
- ◆ 横浜アーチストは横浜を中心に多くの舞台関係の業務委託実績があります。

## (1) 利用者満足度の高い当施設の管理運営実績

- ◆ 私たちは当施設の管理運営を平成 27 年から担ってきておりますが、毎年の利用者満足度調査において、利用者からは高い評価を得ています。

【利用者満足度の推移】※過去 2 年

| 令和 4 年第 1 回 | 令和 4 年第 2 回 | 令和 5 年第 1 回 | 令和 5 年第 2 回 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 100%        | 99.3%       | 100%        | 98.9%       |

※上記の満足度は、「満足」及び「やや満足」を足したものです（無回答は除く）

※利用者はホール・スタジオ利用とコンサート利用双方のものの合計で算出しています

- ◆ また神奈川フィルは当施設を練習の拠点とするほか、ホールの利用者として、神奈川県立県民ホール、神奈川県立音楽堂、みなとみらいホール、ミュージア川崎等の他の様々なホールでの使用実績があり、使用者としてのニーズを当施設の管理運営に反映しております。

## (2) 横浜を中心とした様々な施設における豊富な舞台関係の運営実績

- ◆ 横浜アーチストは、舞台関係の業務委託を中心として横浜の様々な施設の管理運営を行っています。
- ◆ 当施設においては、平成 3 年から 30 年以上にわたり、舞台の運営実績がございます。

【横浜アーチストの管理運営実績】

| 発注者                   | 施設名                 | 最大席数               | 管理内容          | 管理期間               |
|-----------------------|---------------------|--------------------|---------------|--------------------|
| 当グループ                 | 神奈川県立<br>かながわアートホール | 300 席<br>ホール       | 管理運営          | 平成 4 年<br>～現在      |
| 公益財団法人<br>横浜市体育協会     | 横浜文化体育館             | 5,000 席<br>アリーナ    | 舞台関係<br>業務委託  | 平成 12 年<br>～令和 3 年 |
| 公益財団法人<br>横浜市芸術文化振興財団 | 横浜にぎわい座             | 391 席<br>ホール       | 舞台関係<br>業務委託  | 平成 14 年<br>～現在     |
| 株式会社<br>横浜国際平和会議場     | パシフィコ横浜<br>国立大ホール   | 5,002 席<br>ホール     | 舞台・運営<br>業務委託 | 平成 18 年<br>～現在     |
| 公益財団法人<br>横浜市芸術文化振興財団 | 横浜美術館               | 240 席<br>ホール       | 舞台関係<br>業務委託  | 平成 29 年<br>～現在     |
| 公益財団法人<br>横浜市体育協会     | 横浜武道館               | 3,000 席<br>多目的アリーナ | 舞台関係<br>業務委託  | 令和 3 年<br>～現在      |

### Ⅲ 団体の業務遂行能力



#### (2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた際の、指定の取消しの有無について記載してください。

◆ 指定の取消しはありません。